

熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号及び第3号、法第31条の10、熊本県補助金等交付規則並びに熊本県健康福祉部補助金等交付要項に規定する熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第3条 訓練促進給付金の対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、また、修了支援給付金の対象者は、修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす熊本県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、かつ、別表に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- (2) 修業年限6月以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や、雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金事業と趣

旨を同じくする給付を受けていない者であること。

- 2 修業形態については、原則として通学制若しくはオンライン学習（※）によるもの又はこれらの組み合わせによることとする。また、インターネット環境を利用した修業形態の中でも e ラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修学する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとする。

なお、制度の運用に当たっては、離職するリスクを負うことができないひとり親や、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難なひとり親の生活実態に応じ、より柔軟な形態の修学の機会が確保できるよう配慮することとする。

※インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所において履修させるもの。

（注）なお、上記を前提として補足的に訓練の一部に e ラーニングを組み込むことは差し支えない。

（支給期間等）

第4条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、修業する期間の全期間（その期間が48月を超えるときは、48月）とする。

- 2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算60月を越えない範囲で支給するものとする。（令和7年度以前に修業を開始し、令和8年4月1日時点で修業中の者についても、通算60月を越えない範囲で支給するものとする。）
- 3 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として支給対象期間の申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。
- 4 修了支援給付金は修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（支給額等）

第5条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- （1）対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては前年

度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)

月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円)

(2) (1)に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万500円)

2 訓練促進給付金は、原則として、過去に訓練促進給付金を支給したことがある者については支給しないものとする。

3 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) (1)に掲げる者以外の者 2万5000円

4 修了支援給付金は、原則として、過去に修了支援給付金を支給したことがある者については支給しないものとする。

(訓練促進給付金の支給等)

第6条 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、住所地を管轄する福祉事務所長を経由して、「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書」(別記様式第1号。以下「支給申請書」という。)を知事に提出するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書を受領した福祉事務所長は、交付申請のあった日の属する月の翌月までに、支給の決定及び支給の必要性に関し参考となる意見書を添付して知事に副申するものとする。

3 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(1) 訓練促進給付金

(ア) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(イ) 次に掲げるいずれかの書類

a 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

b 当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第２号「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

c 当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第２号「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 第５条（１）に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第５条（１）に掲げる者に該当することを証明する書類

(エ) 入校（入所）証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長が在籍を証明する書類

(オ) 最終修学期間に係る届

当該対象者が、交付申請を行う年度中に養成機関における最終学年（養成機関における課程の修了までの期間の最後の１２月）を迎える場合は、「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する最終修学期間に係る届」（別記様式第３号）

(２) 修了支援給付金

(ア) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

(イ) 次に掲げるいずれかの書類

- a 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し
 - b 当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第２号「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - c 当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第２号「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- （ウ）対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- （エ）第５条第３項（１）に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第５条第３項（１）に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）
- （オ）当該カリキュラムの修了証明書の写し

修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

- 4 第６条第１項の規定により支給申請書を提出した後、当該対象者が申請書の取り下げを行う場合は、「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請取下書」（別記様式第４号）を知事に提出するものとする。
- 5 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して３０日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 6 知事は、受付期間内に提出された支給申請書について、申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を「支給決定（不承認）通知書」（別記様式第１号）により当該申請者に対して通知するものとする。
- 7 知事は、訓練促進給付金の支給の可否を決定するに当たり、必要に応じ、母子家庭等自立支援給付金支給審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第7条 知事は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者が養成機関に在籍していることを確認するため、当該対象者に対し、定期的に出席状況に関する報告その他給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。

2 訓練促進給付金の支給を受けている対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、熊本県内の市町村に住所を有しなくなったこと、修業の取りやめ等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由があるときを除き、14日以内に、別記様式第5号「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する受給状況変更届」（以下「受給状況変更届」という。）により知事に届け出なければならない。

なお、受給状況変更届の提出に当たっては、前条第1項の例によるものとする。

3 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこととする。ただし、出席しなかったことにやむを得ない事由があり他の方法により学習状況等の確認ができる場合は、この限りではない。

（支給決定の取消）

第8条 知事は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すとともに、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（受給者の報告義務）

第9条 訓練促進給付金の支給を受けた者は、資格の取得状況及び就業状況、その他給付金の支給に関して必要と認められる事項について、知事に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年4月1日以降に

養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成１９年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成２１年３月１７日から施行し、２月４日から適用する。

附 則

第１条

この要領は、平成２１年７月７日から施行し、６月５日から適用する。

第２条 削除

- １．削除
- ２．削除
- ３．削除
- ４．削除
- ５．削除
- ６．削除

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

第１条

この要領は、平成２４年４月９日から施行し、４月１日から適用する。

第２条 削除

- １．削除
- ２．削除

附 則

この要領は、平成２４年８月７日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２５年６月１３日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２６年５月３０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年５月１４日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年７月３日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年５月３１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年８月１７日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年５月２５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年８月１６日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年１２月６日から施行し、平成３０年１１月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年５月２９日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年１２月１３日から施行し、令和元年７月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和２年１月３０日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年３月９日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月６日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年６月１７日から施行し、改正後の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和３年１１月１６日から施行し、改正後の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和５年５月３１日から施行し、改正後の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和６年５月２３日から施行し、改正後の規定は、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１１月１９日から施行し、改正後の規定は、令和６年８月３０日から適用する。

附 則

この要領は、令和８年７月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第 3 条関係）

看護師	保健師	視能訓練士
介護福祉士	助産師	社会福祉士
保育士	准看護師	精神保健福祉士
理学療法士	歯科衛生士	言語聴覚士
作業療法士	診療放射線技師	管理栄養士
理容師	診療エックス線技師	医師
美容師	歯科技工士	歯科医師
あん摩マッサージ指圧師	臨床検査技師	薬剤師
はり師	調理師	臨床工学技士
きゅう師	製菓衛生師	義肢装具士
栄養士	柔道整復師	救急救命士
シスコシステムズ認定資格	L P I 認定資格	その他知事が地域の実情に応じて定める資格